

平成27年度 高砂市の1号認定子どもの利用者負担額(案)

1 私立幼稚園等(認定こども園幼稚園部分を含む)

単位:円/月額

階層区分		1号認定子ども (3歳以上児)
1	生活保護世帯	0
2	市民税非課税世帯	2,000
3	市民税所得割 課税額 48,600 円以下	4,000
4	市民税所得割 課税額 77,100 円以下	6,000
5	市民税所得割 課税額 144,100 円以下	9,000
6	市民税所得割 課税額 211,200 円以下	12,000
7	市民税所得割 課税額 211,201 円以上	15,000

※1 多子世帯の軽減措置として、幼稚園年少(3歳児)から小学3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目の保育料は半額、3人目以降は無料となります。

※2 この料金表は、現時点での案であり、今後、変更となる可能性があります。

2 公立幼稚園の利用者負担額

平成27年度の利用者負担額(保育料) 月額 6,300円 (年額 75,600円)

※ 平成27年度の保育料は、平成26年度と同額とし、公立幼稚園の幼稚園保育料減免制度を適用することとします。

平成28年度以降については、応能負担として私立施設の保育料の水準に、段階的に移行する予定です。